

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 令和3年11月5日（金）14:08～14:30
- 2 場所 永田町合同庁舎7階703会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

#### <WG委員>

- |      |        |                         |
|------|--------|-------------------------|
| 座長   | 八田 達夫  | アジア成長研究所理事長<br>大阪大学名誉教授 |
| 座長代理 | 原 英史   | 株式会社政策工房代表取締役社長         |
| 委員   | 阿曾沼 元博 | 医療法人社団混志会社員・理事          |
| 委員   | 安藤 至大  | 日本大学経済学部教授              |
| 委員   | 中川 雅之  | 日本大学経済学部教授              |

#### <提案者>

- |        |  |
|--------|--|
| 岩田 勉   | すさみ町長  |
| 仲 哲生   | すさみ町地域未来課長   |
| 中露 竹祉  | すさみ町地域未来課副課長   |
| 岡田 信一郎 | すさみ町スーパーシティ構想アーキテクト<br>株式会社南紀白浜エアポート代表取締役社長<br>株式会社経営共創基盤共同経営者 |
| 鳥羽 真司  | 和歌山県企画政策局長   |
| 新田 寛樹  | 和歌山県企画総務課調査調整班長  |

#### <事務局>

- |       |                 |
|-------|-----------------|
| 黒田 紀幸 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 喜多 功彦 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 和歌山県・すさみ町から再提案があったスーパーシティに関する規制改革の  
提案内容
- 3 閉会

---

○喜多参事官 ただ今から、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。

本日は、10月15日にすさみ町から再提案があったスーパーシティに関する規制改革の提案内容につきまして、その提案内容の具体化等のためにヒアリングを実施いたします。

資料の取扱いですが、すさみ町からの提出資料は公開、規制所管省庁からの回答は暫定版であるため非公開予定です。また、本日の議事は公開予定です。

それでは、ここからの議事進行は八田座長にお願いいたします。

○八田座長 本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、最初の7～8分、すさみ町から今度の再提案について御説明をお願いしまして、その後、委員の方からの質疑をしたいと思います。

それでは、すさみ町、よろしくお願いたします。

○岩田町長 すさみ町長の岩田でございます。

本日は、我が町の提案に対しまして、お時間を設けていただいたことに心より感謝を申し上げます。

4月に提案を提出させてもらって以来、町民の方々からも大変期待をされる声を多く頂いております。私としましてもこの小さな町を今後さらに発展・持続させるために、すさみ町で実施をしたい構想でありますので、今後、これが実現できますように、さらに先生方の御指導をいただけたらと思います。町長として認定いただいた後は、立派にこの構想が実現できるように取り組んでまいります。どうぞよろしく御指導ください。

○岡田アーキテクト 内容については、南紀白浜空港の社長をしておりますアーキテクトの岡田より御説明させていただきます。

今回の再提案については、町の課題を解決するということと住民の合意を取ってきたということ、我々の内容自体は変わらないということとして、コンセプトは変えておりません。これまで提出したものを深掘りして御提出させていただきました。すさみ町の課題というのは人口3,800人、これが毎年100人減っていて消滅していく。これを何とか食い止めたい。そのためには自然豊かで、かつ非常に人のおもてなし力、ホスピタリティが高い、これを味わっていただくことでファンになっていただく、関係人口を作っていく、それによって少しでも住民として住んでいただく、こういったことを狙った提案です。

規制改革事項については大きく3点挙げております。どれもすさみのファンになっていただくもの、生活観光資源を体験していただくという目的です。

まず一つ目は、どこでもランチ、町中に飲食店はそれほど多くありません。今でも住民の方が訪れた方を「うちの家で御飯を食べておいでよ」と、そういう文化です。これを何とか実現したい。食品衛生法の基準があって、色々な設備面のハードルがあります。床面ですとか、洗浄設備、区別、こういったものを緩和していただくことで、町民の方のお家で訪れた方が一緒に御飯を食べる。それによって交流して、お住まいの方も孤独でなくて楽しめるという規制改革提案です。

厚生労働省からは、我々の提案に対して、食品を提供するのであれば、普通のレストラ

ンと同じように食品衛生法の免許を取ってくださいということを言われているのですけれども、一般の住宅です。そのお家の方も一緒に食べる、そういったときに、それが果たして必要なかというところ、実際に取得にせよ、免許を取っていくというのは、一般の住宅では困難ですから、そこを緩和いただければなというところなんです。他の例で申し上げますと、農家民泊ではこれが弾力的に運用されています。農家民泊では泊まった人が食べられるわけですが、我々はもうちょっと広げて、訪れた方が食べる、しかも住民の方と一緒に食べるのだから、何とか緩和いただけないかという提案が一つ目です。

二つ目は、これも訪れた方の不便を解消するというものなのですが、だれでもタクシーというものです。町にはタクシー会社があります。ただ、非常にタクシー台数も少ない状況、これを増やしていくというのは民間の経営としては非常に難しい。では、公共で同じような移動サービスを提供できるかという町に財政的に非常に厳しい、民間でも厳しい、公共でも厳しいという中で、これも町のホスピタリティの一つなのですが「送ってあげるよ」という文化がある。ここを何とか実現したい。

ただ、既存の交通事業者、タクシー事業者がいるものですから、そこにも配慮が必要ということで、同じ運賃で人を運ぶというサービスをしたというのは、自家用有償運送制度では、営利目的の価格を決めてはいけなくなっています。対価は営利目的であってはいけない。ただ、営利目的でない、いわゆるタクシー価格の半分ぐらいの価格で設定してしまうと、同じ輸送サービスで一物二価になってしまう。非常に公共移動サービスとして一物二価は良くないのではないかと、タクシー事業者に対しても経営上に悪影響を及ぼす可能性もある。導入するためには同じ価格で、かつ得られた利益を循環させて永続的になるようなサービスにしたいと思っています。

実際に和歌山の運輸支局にも相談したのですが、タクシー事業者に配慮したい制度であるというコメントは頂いておるのですが、これは今の規制上はできません、規制改革が必要だということを言われております。

国土交通省からは、営利を目的にするようなものはダメですという回答がありまして、それだと我々の移動の課題が解決できないものですから、何とか緩和いただきたいというのが2点目の要望です。

三つ目は、ワーケーション特区に関するものなのですが、すさみ町の関係人口を作っていく上で、お越しいただく方というのはワーケーションと非常に親和性が高い。そういった方というのは、例えばIT関係だったり、マーケティング関係だったりとか、副業もやっておられるような方々、町にとってもそういう方の知見というのは不足しているところです。こういった方の知見を町の活性化にも生かしつつ呼び込むということを目的として、ワーケーション特区というものを提案しておるわけですが、副業・兼業を推進していくに当たって、どうしても労働時間の通算、これがハードルになっています。本業のほうで時間を使ってしまうと、すさみ町で働くときに残業の割増しといったものがかかってしまう。それによって活用の促進ができないということがありますので、何とか労働時間の通算を

適用しないようにしたいということで、二つのパターンを考えています。

ワークとバケーションの組合せとして、ワーケーションというのは心身ともにリラックスして、我々は色々なデータも取っているのですが、むしろストレスのないような働き方、こういったものですから、労働時間の通算をしないようにというのが一つ目のものです。

もう一つは、事業場の場外で働くような労働で、裁量労働との親和性の高いものですから、この組合せをしたような制度で、これは大学の先生が活用されている実際の制度なのですが、同じような制度を一般の労働者に適用することによって、通算を適用除外にしたいということです。これに対して厚生労働省からは、過重労働を防止するための労基法ですから、通算は当然であるというようなことを回答いただいているのと、労基法自体が全国統一のルールだから特区はない。そういったことを御回答いただいています。

ただ、我々としては、ワーケーション自体が先ほど申し上げたとおり、心身のリフレッシュ、健康をむしろ増幅するような働き方なものですから、都会の方を多く呼び込んで、より活力を生み出すことをしたい。かつ和歌山県というのはワーケーションの先進地です。隣の白浜では多くの方がワーケーションをされているわけですが、このすきみで特区を使ったワーケーションをすることによってその比較、特区の効果測定ということもできるかなということで提案させていただきます。

私からの説明は以上になります。

○八田座長 ありがとうございます。

他の方は御説明、特にないですか。

それでは、委員の方から御質問・御意見をお願いいたします。

中川委員、よろしく申し上げます。

○中川委員 2点、御質問させていただきます。どこでもランチとだれでもタクシーについてです。非常に人口減少が激しくて、住民の生活の質を守るために、非常に大胆な食品衛生法の基準を取っ払ってしまうわけではないですけれども、かなり大胆に緩和するとか、あるいは、そもそも白タクみたいなものをパブリックで運営するというような、ちょっとびっくりするような印象を受けかねないかなと思ひまして、そういう意味で、少し提案内容を詰めていくという意味での御質問だと思ってください。

まず、どこもランチですけれども、農家民宿などにおきまして、食品衛生法の基準が緩和されているということについては、おっしゃるとおりではないかなと思っております。ただ、これについては農家、あるいは第一次産業の人たちの民宿を促進するためという地域の活性化に近いような目的があるから、そこで食品衛生法の基準が緩和できるというだけではなくて、これは基本的に農家民宿が規定されているような法制度の中で、例えば農家民宿につきましては登録をしないといけないとか、あるいは違反した場合には、そういったものの許可が取消しになるとか、改善命令ができるとか、そういったような管理制度があるがゆえに、そういう基準の緩和というものが可能になっているように思います。

そういう意味で、おそらくすさみ町の御提案を実現するためには、何の管理、あるいは

監視もなく、この基準を緩和するというよりは、何らかのこういった一般の家庭で食品を提供するような活動をする方を管理するような仕組みとセットで御提案をいただくということが必要になってくるのではないかなと思っています。

2点目で、どこでもタクシーですけれども、多分御存じのとおり、養父市で自家用有償旅客運送制度の緩和をしているわけです。背景としては、かなり似たようなところがあると思います。そういったようなことを考えたときに、営利というところになぜそこまでこだわる必要があるのだろうか。基金積立というようなところをすれば、これは別に営利でなくても、料金を引き下げるといったような形でも運営は可能なのではないかなと、実際に養父市で行われている自家用有償旅客運送につきましては、タクシーの56～73%ぐらいの料金だと聞いています。さらにはタクシー会社とデマケすることによって競合を下げているというような工夫もされていますので、これにつきましても営利だということにこだわらないということであれば、かなり実現できるような色々な工夫ができるように感じました。

質問と言いましたけれども、コメントみたいな感じになりました。私からは以上です。  
○八田座長 ありがとうございます。今の中川委員の後半のコメントに付け加えますと、養父市では自家用運送をやっている団体自体にタクシー事業者が入っていますよね。ですから、ある意味でうまい調和ができているのだと思います。

もしコメントがございましたらお願いいたします。

○岡田アーキテクト 貴重な御助言をありがとうございます。

1点目の管理する仕組みは、確かに中川先生がおっしゃるとおりだと思います。今日、ちょっと触れていませんが、基本的にこの仕組みというのは顔認証の制度、プラットフォームを使って、ITを使って、訪れた方と家をマッチする、訪れた方とタクシーをマッチする、そんなことを考えていまして、一定のプラットフォームの中で動くようにしています。確かにおっしゃるように、不適格なサービスを提供した人は監視する、モニターするような、許可しないような仕組みはあってしかるべきだなと考えています。その辺を少し増強できればなと思います。

2点目のほうは営利にこだわる、確かに養父市のようにタクシー会社が入っていれば成り立ちます。我々の意図はタクシーと自家用有償、だれでもタクシーの価格差を持ちたくない。やはりお客様を変に誘導するようなことをしたくないので、既存の事業者を守るために、一物二価は避けたいということですから、タクシー事業者がもし入るのであれば、そういうことは可能かもしれないです。これからの協議になってくると思いますけれども、参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○八田座長 他にございませんでしょうか。

最初の食事をするのも、家族と一緒に御飯を食べるのなら、そこは通常のレストランとは全く違う特色です。ある意味で毒見しているわけですね。ですから、衛生的な規律をちゃんと付けろというインセンティブがあるわけなのですが、そう言うおいて、全然家族が食べないで、お客だけどんどん食べさせていったら問題です。やはりそこら辺に關す

る条件も要るのではないかなという気がします。

○岡田アーキテクト きちんと訪れた方から、タクシーに対しても、ランチに対しても、フィードバックできるような、評価できるような仕組みも入れて。

○八田座長 それだけでは足りないのではないですか。やはり家族も一緒に食べるなどという条件が要るのではないのでしょうか。

○岡田アーキテクト 分かりました。それはそうですね。

○阿曾沼委員 阿曾沼でございます、よろしくお願いいたします。

確認ですが、農家民泊の場合、例えばいらっしゃった方が自ら一緒に調理をすれば、別に営業許可は要らないと思いますが、そうではなくて、来る方は食べるだけということになると、飲食店の営業許可の申請はされるのか、もしくは申請なしで認可してほしいということでしょうか。また、食品衛生の責任者の資格を取るということは最低限するのかなど、その辺の具体的なところは、どのようにお考えでございましょうか。

○鳥羽局長 和歌山県からよろしいでしょうか。ありがとうございます。

先生の御指摘のとおりでございます。基本的には申請と認可を取る。責任者もちゃんと研修を受けておくという考え方です。ただ、100人を呼んでくるわけではなくて「今日はいい魚が獲れたから家で一緒に食べない」という少人数でやるものでして、そういう別の台所を作らないといかんという設備投資というのとはとてもではないけれども難しいという部分を、施設基準を若干緩和してもらうことによって実現をしたいという考え方でございます。

○阿曾沼委員 先ほど八田座長は家族も一緒に食べるから毒見しているようなものだから良いのかもしれないとおっしゃいましたが、例えば緊急の場合の対応だとか、来場者に安心して継続的に来てもらうための措置は当然決めておく、そして公表しておくことが重要だと思います。営業が小規模だから良いというわけではないでしょうから、その点について何か具体的な措置など何か考えていらっしゃいますか。

○鳥羽局長 一緒に食べるということと、評価をいただくというようなことしか考えていません。あと、一般の食品衛生法上の他の施設基準以外は満たしていこうというようなことで担保していこうというようなことを考えています。

○阿曾沼委員 ありがとうございます。

○八田座長 他にございますでしょうか。

それでは、すさみ町のセッションを終了いたしたいと思います。今日はどうもありがとうございました。